平成２４年（フ）第５０２号
相模原市中央区田名5687番地６
債務者　奥井　弘達
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０４号
相模原市南区相模大野８丁目17番７号　サンパルセ108
債務者　坂本　直恵
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０７号
新潟市中央区上近江１丁目４番64―605号、前住所新潟市中央区女池神明３丁目４番地６サンフレンド女池
債務者　伊藤　啓市
1　決定年月日時　平成24年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
新潟県佐渡市吉井本郷521番地　市営吉井住宅Ｂ―１号
債務者　山本　睦子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第７２号
京都市南区八条源町17番地13
債務者　住吉　範久
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０５号
京都市山科区大塚高岩12番地176
債務者　辻　真美子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７１号
京都市西京区川島調子町100番地　メゾンＯＳＭ101
債務者　小川　　礼
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４９７号
京都市西京区大枝沓掛町10番地７　パティオオカモト107号
債務者　井上産業こと　井上　哲治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
香川県高松市新北町20番19号　コート新北Ⅳ501号室
債務者　程内ゆみ子（旧姓大橋）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３０号
北海道根室市宝林町２丁目19番地　宝林団地１棟９号
債務者　藤野　敏雄
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第３１号
北海道根室市宝林町２丁目19番地　宝林団地１棟９号
債務者　藤野みゆき
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第４３号
北海道根室市明治町１丁目79番地
債務者　箭浪　春一
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月22日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第５１２号
川崎市高津区末長1413番地　コンフォール新城308、前住所川崎市高津区新作３丁目８番13号　サンパレス101
債務者　岡田　　力（旧姓中居）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５４０号
川崎市川崎区渡田４丁目11番６号　ハッピーハウス201、前住所沖縄県中頭郡中城村字和宇慶781番地90
債務者　諸喜田幸弥
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目１番７―305号
債務者　菅野　　昭
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５６１号
川崎市川崎区小田２丁目９番７号　Ｋハイツ　Ｓｅｖｅｎ104、前住所川崎市川崎区大島２丁目７番13―302号　スカイヴィレッジ
債務者　西田　香織
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年２月５日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係